

2015 司法書士全国総合模試①

記述式(商業登記)

採点講評

第1 株式・資本区の登記について

1 募集株式の発行(積極1・消極2)

非公開・非取締役会設置会社において、株主総会の委任に基づき、取締役による募集事項の決定(全て第三者割当て)が3回されている事案でした。そのうち、登記の申請を代理すべきものはただ1つであり、2つは、各別の理由から代理すべきでないものでした。今回の答案においては、どれか1つを代理すべきでないものと判定することはできているものの、2回分の募集株式の発行による変更の登記を申請してしまっている例が多くありました。

募集事項決定の委任決議の日	平成26年6月29日	
募集事項① 金銭出資 払込期日	平成27年6月28日	消極
募集事項② 現物出資 給付期間	同月25日から同月30日まで	消極
募集事項③ 現物出資 給付期間	同月25日から同月29日まで	積極

1つは、募集事項決定の委任の有効期間を経過していることが問題でした(募集事項②)。この期間をどこで見るかについては、注意が必要です。出資に関し、期日を定めた場合、その期日(払込期日・給付期日)が委任決議後1年以内になければなりません。期間内に収まっているべき日は、募集事項の決定の日ではないことに注意が必要です。また、本問のように出資の期間を定めた場合、その期間(払込期間・給付期間)の末日が委任決議後1年以内になければなりません。ここを初日と勘違いしないよう注意してください。なお、この有効期間について、補欠役員の予選決議についての有効期間(会社施行規96条3項本文)とは異なり、定款の別段の定めにより延長することができる旨の規定は置かれていません。

もう1つは、総数引受契約について株主総会の決議による承認がないことが問題でした(募集事項①)。これまで、譲渡制限株式会社である募集株式については、①引受人からの申込みに対する割当て先の決定という手続を踏む場合には、定款に別段の定めがない限り、割当てにつき株主総会の決議(取締役会設置会社では、取締役会の決議)を要する一方、②総数引受契約を締結する場合には、これらの会議体による承認決議は不要とされていました(アンバランスな規律)。この点については、②の場合にも定款に別段の定めがない限り、①の場合と同様の決議を得べき旨の法改正がなされたことに注意してください。

2 単元株式数の設定

よくできていました。ただ、種類株主総会の決議がないことを理由に消極とする解答が散見されました。単元株式数を「甲種類株式 5株／乙種類株式 1株」として設定するという本問の定款の変更の態様からいって、甲種類株式を有する種類株主（以下「甲種類株主」という。）を害し、乙種類株式を有する種類株主を害しない、と判断するのはいいでしょう。しかし、よしんば損害を及ぼすおそれがあるとしても、甲種類株主による種類株主総会の決議は不要という点まで、本問で与えられた情報をもとに判断できません。別紙1から、甲種類株式の内容として、会社法 322 条1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨が定められていることが分かるからです。この種類株主総会不要の定め（会社法 322 条2項）は、会社法 322 条1項2号以下の行為には効き目があるものの、株式の種類を追加、内容の変更等の定款変更（会社法 322 条1項各号）には効力がない、というのが原則ですが、単元株式数についての定款変更には、例外的に効力を有するものです（会社法 322 条3項）。定款変更といっても、単元株式数の設定（増加・減少・廃止）は、株式の併合や分割（会社法 322 条1項2号）と同程度の行為と考えられているからです。

3 株式の種類追加（消極）

2種類の種類株式を発行している種類株式発行会社が、新たな種類株式を追加する旨の定款変更を決議した事案でした。これにより既存の種類株主に損害を及ぼすおそれがある旨が聴取されていますから、既発行の2種類の種類株式の種類株主総会を要するところ、これらは開催されておられません。これが登記の申請を代理すべきでない事項となる点は多くの答案に指摘がありました。しかし、理由の記載において、乙種類株式の種類株主総会の決議がないことのみをいう答案が多数を占めていました。上記でも触れたように、甲種類株式について登記されている会社法 322 条1項の決議を要しない旨の定め（会社法 322 条2項）が効力を有するのは、同項各号に掲げる行為の全てではありません（会社法 322 条3項）。①株式の種類追加、②株式の内容の変更及び③発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加についての定款変更の場合には、この定めにかかわらず、損害を及ぼすおそれがあるときの種類株主総会をスキップすることはできないのです。従って、あえて種類株式を特定して理由を記載するとすれば、甲種類株式及び乙種類株式の種類株主総会の決議がない、と書くべきでした。

第2 役員区の登記について

1 取締役及び代表取締役の変更

代表取締役に関する登記としては、①甲野一郎の死亡による退任の登記及び②戊野五郎の就任による変更の登記しか記載のない答案が目立ちました。これらのほか、まず、丁野四郎に関し、①により取締役が1名になったこと、定款の互選に関する規定において取締役が1名のときはその者が会社を代表する趣旨を定めていたことにより、①「代表権付与」を原因とする登記をする必要がありました。次に、再び取締役が2名以上となり、②のとおり、互選によって丁野四郎以外の者を代表取締役に選定したため、代表

取締役丁野四郎は、②代表権喪失により「退任」することになります。これらのことに気付かなかった方は、ぜひ見直しておいてください。②の退任の登記すべき事項として、「資格喪失により退任」とする答案も散見されましたが、このように記載すべきなのは、前提資格たる取締役ないし権利義務取締役の地位を失った場合であり、この事案には不適切です。また、①の代表取締役退任の登記原因として「(資格喪失により)退任」とする答案がありました。取締役が辞任し、解任され、又は任期満了により退任したような場合とは異なり、取締役としても、代表取締役としても、原因を「死亡」とすべきことに注意が必要です。

ところで、本問では、添付書類の一部については、特にその名称の記載に当たり、資格や氏名による特定をすることが要求されていましたが、この指示を守っていない答案が多数見受けられました。このような問い又は注意事項における問題ごとに固有の指示には忠実に従って、答案を作成するよう心がけてほしいと思います。

2 会計参与の変更（婚姻前の氏の記録を希望しない旨の申出）

この申出により、特に登記すべき事項が変わるわけではなく、単に重任の登記をすればよいだけでした。しかし、氏変更の登記をしてしまっている答案が稀にありました。緑川が現在の戸籍上の氏であり、括弧内の赤橋が婚姻前の氏であって、単に括弧内の表示をしないこととしたにすぎません。また、(書類等備置場所)の記載を欠くものが目立ちました。

3 監査役の変更／監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定め

既に任期満了退任していた監査役について、死亡を原因とする退任の登記をしてしまっている答案が多くありました。役員

の退任の登記一般に言えることですが、当該役員

の任期満了退任の時期（特に、選任後一定の期間内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時）をまず確かめてください。その時期の経過後に起きた退任事由は、権利義務を解消する事由となる場合（死亡や欠格事由該当）、また、辞任・解任などについて登記すべきでない事項として解答することが要求される場合もありますが、本問における死亡は、特に意味のない事実でした。

監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある旨が聴取記録にありました。株主総会において、これを設ける定款の変更をした旨の事実はお出しておりませんから、改正法施行日（平成27年5月1日）前からこの定めがあったものと推認でき、この定め

の登記の登記すべき事項中に「平成〇年〇月〇日設定」のような原因年月日を入れずに記載すべきでしたが、ほとんどの答案でこの原因年月日の記載が見受けられました。いま定款変更決議がない旨を述べましたが、仮にその決議があったとしても、平成27年4月30日までに設定の効力が生じていたとしたら、やはり、「改正法の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社」（平27.2.6民商13P.24及び平27.2.6民商14P.22参照）に当たりますから、原因年月日の記載は不要です。平成27年5月1日以降に設定の効力が生じた場合には、効力発生日をもって「年月日設定」と記載すべきです。